

令和3年松前町条例第12号

松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月29日

松前町長 岡 本 靖

松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

松前町道路占用料徴収条例（昭和61年松前町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前			
別表（第2条関係） 松前町道路占用料金表					別表（第2条関係） 松前町道路占用料金表			
占用物件			占用料		占用物件		占用料	
			単位	金額（円）			単位	金額（円）
省略					省略			
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	省略				法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	省略		
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運 行補助 施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による	地下に設 けるもの	長さ1mに つき1年				
				4				

	検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	その他の もの		13
	道路の構造又は交 通の状況を表示す る標示柱その他の 柱類		1本につき 1年	1,000
	その他の もの	上空に設 けるもの	占有面積1 ㎡につき1 年	650
				390
	その他のもの			1,300
法第32条第1項第4号 に掲げる施設		省略		
省略				

法第32条第1項第3号及び第4号に掲 げる施設		省略	
省略			

省略

省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。